

第十三回国会
衆議院

外務委員會議録第十六号

(五一)

昭和二十七年三月三十一日(月曜日)
午前十時四十二分開議

出席委員
委員長 仲内 憲治君

理事並木 芳雄君

植原悦二郎君 小川原政信君

菊池 義郎君 北澤 直吉君

田中 元君 飛嶋 繁君

中山 マサ君 福田 篤泰君

小川 半次君 戸叶 里子君

林 百郎君 黒田 壽男君

出席政府委員

法務府事務官(法
制意見第四局長)

外務事務官(大
臣官房長)

外務事務官(大
臣官房會計課長)

外務事務官(外
務事務局長)

外務事務官(西
村 龍雄君)

委員外の出席者

外務事務官 原 富士夫君

専門員 佐藤 敏人君

専門員 村瀬 忠夫君

三月三十一日

委員新井京太君、藍谷雄太郎君及び
西村久之君辞任につき、その補欠と
して田中元君、水田三喜男君及び福
田篤泰君が議長の指名で委員に選任
された。

三月二十九日

国際連合への加盟について承認を求
めるの件(條約第四号)

国際計数センターの設立に関する條
約の締結について承認を求めるの件
(條約第五号)

約の締結について承認を求めるの件
(條約第五号)
の審査を本委員会に付託された。

本日の會議に付した事件

在外公館の名称及び位置を定める法
律案(内閣提出第九三三号)

在外公館に勤務する外務公務員の給
與に関する法律案(内閣提出第一三
六号)

千九百二十七年九月二十六日にジュ
ネーヴで署名された外国仲裁判断の
執行に関する條約の締結について承
認を求めるの件(條約第三号)

○仲内委員長 ただいまより外務委員
會を開会いたします。

千九百二十七年九月二十六日にジュ
ネーヴで署名された外国仲裁判断の執
行に関する條約の締結について承認を
求めるの件を議題といたします。まず
本件についての説明を聴取することと
いたします。西村條約局長。

○西村(條約局長) この條約の締結
経緯、内容、その他なぜ日本がこの條
約の成立當時に加入しないであつて、し
か今日になつて加入手続をとるに至つ
たかという理由、その他につきまして
は、お手元に差上げてございます説明
書に簡明に書いておきました。私から
の説明にかえまして、この説明書を係
官から朗読していただきます。大体の
御理解を得たいと思ひます。

○原説明員 外国仲裁判断の執行に関
する條約の説明書、目次を省略いたし
ます。ただちに本文へ入ります。

一、序説

仲裁判断とは、当事者間の仲裁
契約に基いて仲裁人が仲裁手続に
より当事者間の民事上の紛争につ
いて行つた判断をいい、わが国で
は民事訴訟法第八編にこれに関す
る規定がある。

仲裁判断については、第四回国
際連盟總會の承認を得て千九百二
十三年にジュネーヴで「仲裁條項
に関する議定書(以下議定書とい
う。)」が締結された。わが国も千
九百二十八年六月四日に議定書の
批准書を國際連盟事務局長に寄託
して締結国となり「昭和三年條約
第三号」として公布した。

議定書の締結国となつたのは、
わが国の外アルバニア、ドイツ、
スペイン、エストニア、フィンラ
ンド、フランス、連合王国、ルク
センブルグ、スウェーデン、ス
イス、シヤム、ベルギー、ブラジ
ル、デンマーク、ダンチツヒ自由
市、オーストリア、チエツコスロ
ヴァキア、ギリシヤ、インド、イ
タリヤ、モナコ、ノールウエー、
ニユー・ジブランド、オランダ、
ポーランド、ポルトガル及びブル
マニアの二十七日である。

議定書は、第一に仲裁に付託す
ることを定める民事商事に関する
約定の効力を國際的に承認し、第
二に自國領域内で行われた仲裁判
断を執行する締結国の義務につい
て規定しているが、仲裁判断の國

際的効力を保障することについて
はなんら規定していない。

そこで議定書のこの欠かみを補
足して仲裁判断の國際的効力を保
障するために、締結国が一定の場
合に外國で行われた仲裁判断を執
行する義務を負ふことについて規
定する國際協定の締結が要望さ
れ、國際連盟經濟委員會に属する
法律家委員會の起草にかかるとの
條約が千九百二十七年九月二十六
日に第八回連盟總會の採択を得て
直ちに議定書の署名国の署名のた
めに開放された。この條約は、ニ
ユー・ジブランド及びデンマーク
の批准を得て千九百二十九年七月
二十五日から効力を生じた。締結
国は、ドイツ、スペイン、エスト
ニア、フィンランド、フランス、
連合王国、ルクセンブルグ、スウ
エーデン、スイス、シヤム、ベル
ギー、デンマーク、ダンチツヒ自
由市、オーストリア、チエツコス
ロヴァキア、ギリシヤ、インド、
イタリヤ、ニユー・ジブランド、
オランダ、ポルトガル及びブルマ
ニアの二十二日、議定書の當事
国の大部分を含んでいる。

わが国は、當時、議定書の署名
国であつたにかかわらず、仲裁
判断に関しては、各國の主義及び
法制が相違しているためこの條約
によつて多くの効果を期待するこ
とはできないという見解によつ
て、この條約の締結国とはならな
かつた。

二、條約の説明

この條約は、前文、本文十一箇
條及び本文から成つてゐる。本文
の第一條から第六條までは実體規
定であり、第七條以下は加入又は
適用手続及び効力に関する手続規
定である。以下にこの條約の概略
を説明する。

(一) 國際的効力を付與される仲裁 判断(第一條)

第一條は、外國における仲裁
判断でどのようなものが、この
條約の適用される締結国の領域
で効力を認められ、且つ、執行
力を有するかということ、すな
わちいかなる仲裁判断について
この條約を適用し、その國際的
効力を保障するかを規定する。
これによれば、このような仲裁

判断は次のようなものでなければならず(第一項)、且つ、更に第二項(a)から(e)に掲げる要件を具備することを必要とする。

(1) 議定書に規定されている仲裁付託に従つてされたものであること。

(2) この條約が適用される締約国の一の領域でされたものであること。

(3) この條約の締約国の一の裁判権に服する者の間にされたものであること。

(二) 仲裁判断の承認又は執行の拒否(第二條、第三條)

第二條第一項は、前記の仲裁判断の承認及び執行がいかなる場合に拒否されるかを規定する。これには三の場合がある。

すなわち

(a) 仲裁判断が、その判断がされた国で取消又は無効の裁判によつて無効にされた場合

(b) 仲裁手続において当事者が防ぎよをすることができ、充分な期間内にその通告を受けなかつたこと又は無能力者であつて正当に代理されていなかった場合

(c) 仲裁判断が、仲裁條項の予見する紛争又はその範囲内にある紛争に關しないものである場合

第二項は、いかなる判断につきその承認又は執行を延期し、又は條件付で承認を與え又はその執行の許可ができるかを規定している。判断が仲裁裁判所に

付託されたすべての問題を含まない場合がこれである。

第三條は、当事者の証明によつて、判断の承認若しくは執行を拒否し、又はこれらについての審理を中止することができ、場合について規定する。

この場合、当事者は、その判断が與えられた国の仲裁手続に適用される法令の規定によれば、第一條(a)及び(c)並びに第二條(b)及び(c)に示される理由以外の理由でその国の司法裁判所において判断の効力を争うことができる理由があることを証明しなければならない。

(三) 仲裁判断の承認又は執行を請求するための手続(第四條)

第四條第一項は、仲裁判断の承認又は執行を請求する当事者が、判断の援用される国の裁判所等に提出すべき書類及び証拠について定めている。

第二項は、仲裁判断及び第一項に掲げる書類について判断が援用される国の公用語への翻譯を請求することができ、これを定めている。

(四) この條約と他の法令又は條約との關係(第五條)

第五條は、仲裁判断が援用される国の法令又は他の條約において、この條約第一條から第四條までの規定と異なる規定によつて仲裁判断を利用することができ、これを定めている。場合には、この條約第一條から第四條までの規定にかかわらず、当該法令又は條約の認める方法及び

限度で仲裁判断を利用することができることを定めている。

(五) この條約が適用される仲裁判断の時期的範圍(第六條)

第六條は、この條約が議定書の効力発生後にされた仲裁判断に対してのみ適用されることを定めている。議定書は、千九百二十四年七月二十八日から効力を生じた。

(六) 効力及び手続規定

(1) 署名及び批准(第七條)

第七條は、署名、批准及び批准書の寄託に關する規定である。

この條約は、國際連盟の連盟国であるかどうかを問はず、議定書を署名した国のみがこれに署名することができ、また議定書を批准した国のみが、この條約を批准することができ、

わが國は、議定書の締約国であるから、この條約に署名し及びこれを批准してこの條約の締約国となることができ、わが國は千九百五十二年二月四日にこの條約に署名した。締約国となるためには、なお批准書の寄託を行うことを要する。條約の規定によれば、批准書は國際連盟事務總長に寄託することとなつてゐるが、千九百四十六年の國際連盟第一回總會の決議に基づき、現在では國際連盟事務總長に寄託することとなつてゐる。

(2) 効力の発生(第八條)

第八條は、前段でこの條約自体の効力の発生に關して定め、

また後段で右の効力発生以後締約国となつた国についての効力の発生に關して規定している。

わが國の場合には、批准書の寄託の時から三箇月後に効力を生ずる。

(3) 廢棄(第九條)

第九條は、それぞれの締約国に關し、この條約の廢棄手続について規定している。締約国は、この條約をいつでも廢棄することができる。締約国が議定書をその廢棄手続に従つて廢棄した場合に、この條約も廢棄されたこととなる。

(4) 地域的適用(第十條)

第十條は、この條約の植民地等の非自治地域への適用及び廢棄について規定している。

(5) 認証(第十一條)

第十一條は、認証に關する規定である。

以上であります。

○仲内委員長 それではこれより質疑を許します。並木芳雄君

事後間が選定する仲裁人の裁定によつて、紛争を解決するという趣旨の約束に基いて行われる手続でございます。従ひまして仲裁裁判所と申してもよろしゅうございませうが、そういうふうな契約に基いて紛争が起つて、その紛争について、契約の條項に従つて私人が紛争の解決当事者となる場合でございますので、現在日本におきましてどれだけの件数が、そういう手続で目下仲裁人の判断手続にかかつてゐるかという統計は作成してございませぬので、正確な数字を申し上げかねます。ただ御参考までに申し上げますれば、仲裁契約と申しますか、そういう契約が非常に必要であり、有効な役割を果すのは、主として對外取引に關係する契約の紛争の場合でございます。この種類の契約につきましては、契約当事者が國籍を異にいたしてありますし、または契約地が國外にあり、また、契約の目的物が第三國にある、こういうふうな事情があらはれますので、一裁判所にかけて裁判をしようとする場合には、どの裁判にかへべきか、またはどの法律を適用して裁判すべきかというふうな困難な法律問題があらはれます。また國際間の紛争でございまして、訴訟費用がかかる。また裁判手続にも数年を要するといふような結果になつてしまふ。そういうふうな不便を除くために、國際取引契約につきましては、その契約についての紛争を、当事者が選定する仲裁人または仲裁機關にかけて解決する、こういう條項が入るのが大體常道でございませう。従ひまして今日問題になつております海外貿易上のクレームの問題と関連しまして、クレームの問題でいろいろ困

○並木委員 もう一つだけにしておきます。さつきの説明の中に、「仲裁裁判に關しては、各国の主義及び法制相違しているため、この條約によつて多くの効果を期待することはできな」という見解によつて、この條約の締結とはならなかつた。」というのが國とほらなかつた。」というのがります。そこで各國の主義及び法制

ざいしますので、各国の法制に出入りまじり
ございます。それが同時に、今申しま
したこの仲裁手続というものが最も有
な役割を果す方面は、一国内における
契約よりも、むしろ国と国と国籍を異
にする当事者間の契約、または物の回
際の移動を伴う種類の契約について

行かなくてはならない。ところが、初めに二三年の議定書の目的が貫徹たされて三三年の條約でできた次第です。そういふふうなわけで、この條約は二三年の議定書の補足的なものであります。補足的なものでもあります。もと／＼二三年の議定書が作成されましたときから國際貿易

○西村(熊)政府委員 仲裁裁判所といふ場合には二種の意味も持つております。広くとる場合と狭くとる場合とあります。狭い意味では、紛争の当事者の合意によりまして選任された仲裁人をもつて構成され、当事者から付託された事件を裁定ないし判断する組織

とを使命といたしますのが、今申しましたロンボン仲裁裁判所とか国際商業會議所仲裁裁判所とかいうようなものでございます。今日各国におきまして仲裁裁判制度が普及しておりますのは、こういう機關の努力に負うところが多うございます。最近日本の商工全

議所にもこういふような仲裁機関が設定されております。

○林(百)委員 今、広汎な意味での、仲裁裁判のいろ／＼のあつせん、管轄をするロンドン仲裁裁判所があるといふような御説明ですが、そのイギリスはこれを批准し、寄託しておるのですか。

○西村(三)政府委員 英国は二三年の議定書にも二七年の條約にも参加いたしております。

○林(百)委員 そこで、狭義の意味の仲裁裁判所に対する異議の申立て、控訴、上告といふのは、これはどういふ手続なんですか。仲裁裁判所に控訴、上告の道が開かれておるわけですか。

○野本政府委員 日本では、仲裁裁判所につきましては、民事訴訟法第八篇七百八十六條以下に規定してございまして、この仲裁裁判所は外国でやつた仲裁判断を含むというのが通説になつておりまして、わが国法上は、仲裁判断に対して別に控訴、上告という制度は認められておらないことになつております。

○林(百)委員 そうすると、わが国の場合には仲裁判断——正確に言うると判断だと思ひますが、仲裁判断がなされた場合には、わが方としては控訴、上告の道がない。どこかの国で控訴、上告の道があるとすると、その相手国が控訴、上告をしておる間は、判断の執行力といふものは出て来ないわけなんですか。

○野本政府委員 さうでございます。

○林(百)委員 それから、この仲裁人の選定権ですが、これは今お聞きしますと——もし不正確であつたら直して

いただきたいと思ひますが、仲裁人名簿といふのがあつて、その名簿について、たとえば日本なら日本が、これ／＼の人を仲裁人として選定するという通告をどこへどういふようにするのか、その仲裁人の選定の手続と、それからわれわれの方でそれとしておる場合に、相手国の方でそれに應ずるとか、あるいは相手国自体が仲裁人の選定について意思表示のない場合は、どういふ救済方法があるのか。たとえば日本の国で一週間の間に同一の手続をなすべき旨を催告する。それで相手方がこの期間を徒過した場合には、一方の申立てによつて仲裁人を選定するというようにわが国の国内法ではなつておりますが、相手国の国内法に拘束力を持つた規定がないとすれば、こちらでは仲裁人の選定について一生懸命しておるのに、相手国がそれに対して協力しない場合は、どういふ救済方法があるのか。

○野本政府委員 御質問の仲裁人の選定の方法でございますが、この條約の適用になるような締約国間の仲裁判断に関するようなものにつきましては、まず第一に甲国の甲という人と乙国の乙という人との間に仲裁契約が結ばれたわけでありまして、その仲裁契約において仲裁人をどういふように定めようといふことをまず定めるのが普通だろつと思ひます。それにきめなかつた場合にはどうなるかと申しますと、その仲裁契約はこの法律に従つて結ぶかといふ、その仲裁契約が準拠した法律に従つて、特別の定めなかつた場合には仲裁人をきめて行く、こういうことにならうかと思ひます。従ひまして、そういう場合に日本の法律に従

つて仲裁契約を結ぶという場合には、日本の民訴の七百八十八條、七百八十九條あたりが適用になつて行く、そういう考へになるかと思ひます。

○林(百)委員 そこで日本が仲裁判断に関する條約をここで批准しようとする場合に、一体日本としてはどういふ仲裁契約をそれ／＼の国と締結するかという案はあるのですか。あるなら見せていただきたいし、それから日本の国の民事訴訟法を適用するといふような形で仲裁契約が締結できるかどうか、その点も問題だと思ひますが……

○西村(三)政府委員 林委員に少し思ひ違ひがあると思ひます。仲裁契約とか仲裁判断とか申すのは、個人の民事上または商事上の契約をいいたしますときに、契約当事者間でその契約について起る紛争は、裁判所にかけないでお互いが選定する仲裁人の判断にかけ、解決しようといふ一つの契約の條項でございます。でございまして、政府が介入する余地は全然ございませんので、純粹に個人同士の契約の約款でございます。

○林(百)委員 わかりました。私は何らか政府がそれに対して、たとえばこういう契約を締結したらどうかといふようなアドバイカルなものをつくつておいて、それを業者が仲裁契約を締結したい場合には示してやるという親切心くらいはあると思つたわけですが、ですから、もしそういうものができておるならば示してもらいたい、それを参考にして、われ／＼はこの條約の審議をしたいと思つたわけですが、條約局長の言うようにそれは政府の関知したところではないかといふことであれば、それはまたそれで別です。

○西村(三)政府委員 林委員の御懸念の点は何もつともだと思ひます。仲裁制度を民事、商事、ことに商事契約について普及いたすためには、日本の一般の業者、特に對外取引に関係いたしております日本業者の間に仲裁契約のモデルといふようなものをつくつておきまして、これを普及させて、なるべくならば各契約にそのモデルに順應した約款を設けさせることが望ましいことである。それで先刻御説明申し上げました各國にありましていふゆる仲裁機関といふものが、そういう必要を濟すために設定されて活動いたしております。ロンドンの仲裁裁判所、それからバリの國際商業會議所、仲裁裁判所、また最近日本商工會議所に設置されました國際商事仲裁委員會がこれでありまして、國際商事仲裁委員會は、今申しましたロンドンの仲裁裁判所や國際商業會議所、仲裁裁判所やまた合衆國のそういう使命を持つております機關と連絡を保ちまして、仲裁契約のモデルを説明いたしまして、その委員會内に仲裁人として指名されるに適當な人々の名簿をつくつておきまして、絶えず用ひ供しておるといふような事業をいたしてあります。問題それ自身が、いふゆる私契約の事柄でありまして、個人の自治という色彩が強く出ておりますので、各國の政策は民事訴訟法的な法規の中にさういつた個人のイニシアチブによる紛争解決の手続を有効と認め、それが運営されてきて、その判決にかわる仲裁判断なるものを執行する面を法制で定めていて、そのいふからくりが広く民間に普及し、民間によつて利用されることは、商工會議所その他該活動に直接關係を持

つておる民間の団体が中心になつて働いてゐるというのが現状であります。

○林(百)委員 できるならば次会までに日本商工會議所の方でどういふ仲裁契約を考へておるか、またロンドンあるいはアメリカの方でどういふ仲裁契約を業者が考へておるか、それを資料として出していただきたいと思ひます。

○西村(三)政府委員 説明書には、イギリスのことは連合王国——ユニナイテッド・キングダムと書いてありますので、英国は二三年の議定書、二七年のこの條約にも参加いたしてあります。フランスもまた参加いたしてあります。御指摘のアメリカは先刻御説明申し上げましたような事情で、議定書の方にも條約の方にも参加いたしておりません。

○林(百)委員 そこで私たちが考へますことは、かりに日本とイギリスとの業者の間で仲裁契約を締結する場合に、これは力の關係からいつても、やはり現在の状態ではイギリスの方が相當の力がいづつても、業者の力からいつても強いように考へられる。また

われ／＼は東南アジアの方へ貿易をし
て、向うに買つてもう立場にある。
そういう場合の仲裁契約が、日本の業
者の考へてゐるような仲裁契約になる
のか、あるいは実際の問題としてはイ
ギリス側の業者の仲裁契約によつて契
約が締結される可能性があるのか。そ
の点はむしろこの條約を批准して、イ
ギリスの業者の仲裁契約に日本の業者
が縛られるような可能性が考えられる
のではないかと、いふやうにわれ／＼は
思ふのでございすが、その点はどう
です。

○西村(總)政府委員 これは政治的な
問題ではございせん、純粹に商事
契約、個人間の契約につきまして、そ
の紛争を裁判所にかけるかわりに当事
者で選定する仲裁人の裁定判断にまか
せよう、という趣旨の約款でござい
ます。従ひまして当事者間の力の相違
が契約の内容に入るといふような性質
の事柄ではないのでございす。いわ
ゆる輸出入契約についての紛争の仲裁
をだれに頼むかということ、それにづ
きまして契約当事者間の合意で定め
ます。かりにイギリスの大商會社と、
日本の小さな商會社との契約におき
まして、そういう経済力の大小
がただちに紛争の解決の手續の内容に
反映するといふようなことは考えられ
ないこととございまして、そういうこ
とがないためにこそ各國ともそういう
商事契約についての仲裁人になるに適
当なる人々を選定して、当事者
がどういふ人がいいだろうかというこ
とについて判断に困る場合には、そう
いうところに行つて相談をして契約を
いたす、こういうやうな仕組みになつ
ております。ロンドンにもそういう機

関がございす、日本にも商工會議
所の中にすでにそういう機関が設けら
れてございすので、私はイギリスの
商人と日本の商人との間に仲裁契約を
なす場合に、林委員の御懸念されるやう
な事柄はなくて済むものと存じます。
○林(百)委員 そうすると、私はどう
も西村條約局長は條約局長ですから、
この條約の面から純粹に法律的な面か
ら、純粹法学的にそのおつしやつてい
ますが、やはり法律の背後にはその國
の相互の経済力とか、国力が反映す
るのは當然で、たとえば仲裁人の忌避
の問題とか、あるいは仲裁判断の取
消の問題とか、あるいは仲裁判断
の効力を争ふ問題とか、こういう形
で一方に不利な場合はいくらでも逃げ
られる道を講じておく、一方に有利な場
合にはこれを日本へ押しつけようとい
うやうな道は、法律でいくらでもあり
得るわけなんですから、私は必ずしも
西村條約局長の言うやうに、純粹法学
的に對等な立場で日本とイギリスの間
になされるということとは考えられない
わけでありすが、この次は私はこの
仲裁判断と國內法との關係、仲裁判断
とそれ／＼の司法裁判所の効力の關係、
それから仲裁判断の効力の失効の問
題、こういうやうな点を少しお聞きし
ておきたいと思ふのであります。今日
は他の質疑者がありますからこれに譲
りますが、できるなら次会にイギリス
のロンドンの仲裁裁判所のあつせんを
やつてゐる機関が同仲裁契約のティビ
カルなものを持つてゐるが、また日本
の商工會議所でそういうものを持つて
ゐるならば、次会までにひとつせひ提
出していただきたいと思います。

○西村(總)政府委員 できるだけ御希
望に沿うやうに努力いたします。ただ
イギリスに関する資料などは早急に問
に合わないかと存じます。日本の商
工會議所における國際商事仲裁委員會
に関する資料は、これは東京でござい
ますから、すぐ手に入ると存じます。
手に入り次第その手に入ります範囲に
おきまして提出申し上げます。
○仲内委員長 黒田君。
○黒田委員 私もあの方の御都合が
あるやうでありますから、きようはご
く簡単に質問いたしましたので、なほ爾余
の点は次会に譲らしていただきたとい
思ひます。ただいままでの他の委員の
御質問を承つておりますと、多少誤解
されておるところがあるのではなから
うかと懸念される点があるのでありま
す。そこで念のために、私はわかつて
おるとは思ひますが、政府の御
説明を伺つておきたいと思ひます。そ
れは、ただいま問題となつております千
九百二十七年九月二十六日にジュネー
ヴで署名された外國仲裁判断の執行
に関する條約、それからその前に締結
されました一九二三年ジュネーヴ仲裁
條項に関する議定書といふものと、一
九〇七年の國際紛争平和的處理條約
及び一九二八年國際紛争平和的處理に
関する一般議定書、この兩者の關係に
ついて一應政府の御説明を承つておき
たいと思ひます。私にはわかつておる
やうに思ふのでありますけれども、
当事者の資格の問題とかあるいは仲裁
判断に付する事項の性質といふやうな
ものにつきまして、この二組の條約並
びに議定書の間には差異があると思ひ
ますけれども、先ほど質問された委員
の御質問を承つておりますと、この点
多少混同しておられるやうな点があり

はしないかといふやうに聞きとれまし
たので、念のために政府からこの点に
ついてはつきり區別なり關係を御説明
願つておけばつこうだと思ひます。
○西村(總)政府委員 ただいま黒田委
員の御指摘の通りでございす。一九
〇七年のヘグ條約に基く仲裁裁判所
ないし仲裁手続といふのは、國家間の
紛争の仲裁裁判にかける趣旨のもので
ございまして、まづたぐ國家間の紛争
の仲裁による處理を規定してゐるもの
でございす。ここに申します仲裁判
断ないし仲裁契約と申しますのは、わ
が國の民事訴訟法第七百八十六條の
「二名又は三名ノ仲裁人ヲシテ争ノ判
断ヲ為サシムル合意ハ當事者ノ係争物
ニ付キ和解ヲ為ス權利アル場合ニ限リ
其効力ヲ有ス」という規定に對應する
ものでありまして、個人がその民事ま
たは商事契約について、その契約につ
いての紛争を裁判所に訴えるかわり
に、契約当事者が選定する第三者の判
断によつて解決するといふ趣旨の契約
でございす。その趣旨の契約に基
て下された判断を、いかに外國で執行
するかといふ問題を解決いたしておる
條約でございす。まづたぐ兩者名前
が同じなために、非常に混同されやす
い事柄でございすが、まづたぐ別個
のものでございす。

○黒田委員 私もそのやうに考へてお
りましたし、また考へておつただけで
なく、むしろその通りであります。た
だ他の委員が多少誤解があるやうに思
ひましたので、念のために説明を願つ
てみたのであります。従つてこの兩者
の間には、当事者の資格に関する相違
があるし、また仲裁判断に付すべき事
項についても、はつきり相違がある。

要するにわが國の國民に関する場合に
は、民事訴訟法第八編によつてやれる
のであるが、外國に関する場合がある
から、特にこの條約が必要だといふだ
けのことであるかと私は考へます。
なお実はいろいろと、もう少ししてこ
まいことについてお尋ねしたいと思
ひますけれども、他に今日中に上げな
ければならぬ法案があるやうでありま
すから、あとは次会に譲ります。
○仲内委員長 それでは同案に對する
質疑は次会に譲ります。

○仲内委員長 次に在外公館の名稱及
び位置を定める法律案及び在外公館に
勤務する外務公務員の給與に関する法
律案を一括議題といたします。両案に
つきましては、先日委員會において
提案理由の説明を聴取いたしました
が、なお引續いて逐條説明を聴取する
ことといたします。
○大江政府委員 最初に、在外公館の
名稱及び位置を定める法律案の提案理
由を、前の委員會におきまして御説明
申し上げました際に、「従ひまして日本
國との平和條約の最初の効力発生の日
においては、そのときに同條約を批准
してゐる六箇國に置かれる在外公館の
みかとりあえず設置され、」といふやう
に申し上げましたが、これは誤りでござ
いす。批准をしてゐる國に置かれ
る在外公館のみかとりあえず設置され
る、こういうやうに御訂正を願ひたい
と思ひます。
次に在外公館に勤務する外務公務員
の給與に関する法律案の御説明を申し
上げます。在外公館に勤務する公務員
の給與に関する法律案の第一條は、こ
の法律の目的を定めております規定で

ごさいまして、この法律は、在外公館に勤務する外務公務員の給与につきまして、特別職たる大公使であると、一般職の外務公務員であることを問わず、在外公館に勤務する外務公務員であれば、そのすべてが受ける給与について定めたものでございまして、またこれからの説明におきまして、在外公館に勤務する外務公務員ということから、在外職員という言葉で申し上げますから、さように御了承願いたいと思ひます。

第二條は、在外職員に支給する給与につきまして、總括的の規定でございまして、本條は在外職員に対して支給するすべての給与の種類を定め、大使及び公使の俸給は、特別職の職員の給与に関する法律に基いて支給する。その他の在外職員の俸給及び扶養手当は、一般職の職員の給与に関する法律に基いて支給する。年末手当は、国家公務員に対する年末手当の支給に関する法律に基いて、支給するということに定めましては、他に、大使、公使は在勤俸及び加俸を、その他の在外職員は在勤俸、加俸及び特殊語学手当を、この法律によつて支給いたしますことを規定いたしましたのであります。また在外職員には超過勤務手当は支給しない。また一般職の職員の給与に関する法律に規定せられたる俸給の減額は、行わないことになつております。

第三條は給与の支拂ひの規定でございまして、在外職員は扶養家族を本邦に置いておく場合もございまして、また生活の本拠を全部外国に移すということもございまして、給与のうち、俸給、扶養手当及び年末手当は、当該

在外職員の指定する者に支拂ひことができるという、支拂ひの規定でございまして。

第四條は給与の支給方法でございまして、これは外国におきます関係上、国内におきます一般職のように、月に二回といふことに、月に一回月末に拂う。これは手続が非常に煩瑣でありまして、また為替手数料その他の問題もありまして、一回にすることになつていたわけにございまして。

第五條は在勤俸を定めたものでございまして、在勤俸の額は、あまり多くてもいけませんけれども、在外公館に勤務した者は、国家を代表して参りますから、その生活と体面を維持するといふ意味において、適切な額を支給しなければならぬ。そこで在外公館の所在地におきます物価とか、為替相場、生活水準等を勘案いたしまして、これを定めることを規定いたしましたものでございまして。

第六條は在勤俸の支給額を規定でございまして、別表にありまするものによつて、ごらんを願ひたいと思つております。

第七條は調査報告でございまして、在勤俸は為替相場の変動、その他経済の動きによりまして、いろいろ変動する。これを在外公館長は毎年定期的に調査報告書を外務大臣に提出しなければならぬ、また外務大臣がこれを外務人事審議会に提出するということにいたしましたのであります。これは次の第八條におきまして、外務人事審議会が、在勤俸の改訂を外務大臣に勧告し得ることを定めておることに関連がございまして。

第八條、第九條では、在勤俸の改訂

の規定をきめてあるわけにございまして。

次に第十條は、在外職員に對しまして、在勤俸を支給する場合の支給期間の規定でございまして、これは在外公館に到着した日の翌日から、今度は出発をする前日までというようにきめております。これは在外公館に到着した日、あるいは出発する日は、旅費の方で日当が支給せられておりますので、これを重複しないように規定いたしましたものでございまして。その他在勤俸の支給の場合を、こまかいことを規定してありますが、これは省略いたします。

第十一條は、戦争等特別の事態の発生の場合に、在外公館所在地がかわつた場合に、在勤俸の支給をいかにするかというようなことが規定してございまして。一時現在の在勤地以外の地に移る場合に、そこに在外公館があらまう場合はよろしいのでございまして、全然在外公館がない場合に、新たにその土地に駐在するといふような場合、いかにするかということ規定してございまして。

第十二條は加俸の種類を定めた規定でございまして、加俸には三つの種類があらまうが、まず第一に配偶者加俸、これは在外職員が在勤地に配偶者を伴う場合に付するもの、また館長代理の加俸、これは御承知のように、公館長に事故がある、あるいはまた一時これが欠けている場合に代理をする、また第三には兼動加俸といふものがございまして、これは在外職員がその在勤地以外の点に兼職を命ぜられた場合に支給をいたすものでございまして。

第十三條におきましては、配偶者加

俸の支給額を定める、すなわち加俸は百分の四十といふことにいたしてあります。また第十四條におきましては、支給期間のいろいろなる場合を予想いたしまして、支給期間を規定いたしてあります。

第十五條は、配偶者加俸を受ける在外職員の扶養手当について規定いたしてあります。

また第十六條におきましては、館長代理加俸の支給額をきめてあります。これは百分の二十といふことになつております。

第十七條は、館長代理加俸の場合の支給期間の規定でございまして。その代理の時期がきわめて短かい場合、十五日未満の場合は、こゝういふものはやらないといふようなことを規定してございまして。

第十八條、第十九條は兼動加俸の規定でございまして、これは就んだ通りでございまして。

第二十條は特殊語学の手当というものを定めてございまして、御承知のように英、仏、独、あるいはスペイン、ポルトガル、ロシア語といふような主要な外国語につきましては、在外公館の所在地におきまして修得する便利は比較的多いのでございましてけれども、特殊の語学、たとえばベルシャ語である、インドネシア語である、こゝういふ語学につきましては、こゝういふ土地におきまして、必ずしも修得が容易でないといふために、特にまた奨励の意味を含めまして、こゝういふ土地におきまして在外職員に特殊語学の研修をさせるために、在勤俸の百分の二十を越えない範囲で、特殊語学の手当を支

給することをきめたものでございまして。

第二十一條は、給与の端数計算、技術的のことを定めたものでございまして、から省略いたします。

第二十二條は罰則の規定でございまして、一般職の職員の給与に関する法律に規定されておる罰則にならまうして、同じ罰則を適用するということを書いております。

第二十三條は、国外犯罪につきまして定めたものでございまして、在外職員の場合には、国外において支給する場合もあらまうから、罰則の規定を国外犯罪について適用されるように規定しておく必要があらまうので、国外でこれに関する罪を犯した者にも適用するということにございまして。

次に附則の説明でございまして、この法律の施行期日、これは日本との平和條約の最初の効力発生の日ということに定めてございまして、四月一日までに効力発生しないときは、平和條約の効力発生を待たず、四月一日から施行するということにいたしたのでございまして。これはすでに現在各地に置かれております三十以上の在外事務所が、権限が拡大されておまして、ほぼ正式の大公使館、領事館に近いような活動も行つておりますので、できますればこの四月一日から新給與によつて行きたいといふふうな考えでございまして。

附則の第三項は、ただいま申し上げましたように、講和條約の効力発生の場合におきましても、一、二の場合におきまして、在外事務所として残るような場合がある、その場合在外事務所

にもこれが適用できるということを書いたものでございます。

以上が在外公館に勤務する公務員の給與に関する法律案の説明でございますが、いろいろ技術的の面もございまして、きわめて簡略に御説明申し上げます。詳細は御質問に対してお答えしたいと考えております。

○仲内委員長 それでは両案について質疑を許します。並木委員。

○並木委員 給與の基準をどこに置いたかということをお聞きしたいと思ひます。それで事柄を簡単にするため、アメリカと英国の大使について、戦前の数字と今度の数字を比較していただきたい。その数字はCPSとかいふ基礎になる昭和九年、十年、十一年ごろの数字でけっこうです。あれにスライドさせて今度の数字を上げたいのか、あるいは現地の事情に基いてそれに即した給與にしたのか、おしなべて何倍になったか、そういう点をここに説明願ひたいと思ひます。

○高野(農)政府委員 御説明申し上げます。まず第一点の御質問の、在勤俸の算定の基礎いかにという点でございますが、大体現在国内の公務員の五級職程度の公務員が、アメリカにおきまして衣食住に事欠かない最小限度の生活をする場合に、どのくらいいるかというところをまず出しまして、それが約二百三十ドルと見ただけであります。これはアメリカ人の収入から見まして、大体中の下ないしは下のところの見当になつておるわけでありまして、これを年額二千七百五十ドルといひまして、それを表にあらわすに在勤俸の十号といひまして、これを国内の公務員の給與ベースによりまして保

数をかけて行きました算出いたしました。但し大使、公使につきましては、その国における事務の煩雑ないしは重要度と申しますか、そういう点を勘案いたしました。また別の観点から算出いたしました。それから各国別の横の比率は、アメリカを一〇〇としたとして、それに係数をかけてまして、但し、アメリカ以上の場合にはこれをすべて一〇〇に押える、そういう計算の方法でございます。

それから第二点の御質問の、戦前の在勤俸との比較はどうであるかという点でございますが、戦前は、アメリカにおきましては、大使は年四万五千円支給しておりました。戦前のドルと円との換算率にプラス、現在のアメリカにおけるその当時から物価騰貴の率が大体七〇％ということにいたしますと、三万八千三百三十六ドルになつております。このたび提出いたしました額の約二倍くらいに當るわけでございます。同じような計算の方法で参りますと、戦前のイギリス大使は四万円、これを先ほどの計算でいたしますと、三万三千八百九十八ドルになるわけでございますが、今回提出いたしました額は、一万八千三百ドルというふうになつております。全体が大体そういうふうな比率になつております。

○並木委員 大体半分に相当する額しか給與されないの、ございすけれども、これで戦前の程度の大使、公使の活動ができるかどうか。

○大江政府委員 戦前と同じようなところのお話でございますが、やはりいろいろな情勢の変化もございすので、いわゆる大使の給與がそれだけ開きがあ

つて、同じような活動をいたすことは非常にむずかしいだらうと思ひます。但し、御承知のように、このほかに報償費とか宴会費というふうなものも支給されますので、これをもつて補う。

また館員は、戦前のワシントンにおりましたものよりも多少上まつて派遣する、ということになりますから、そういうふうな面でもこれを補つて行きたいと考えております。

○並木委員 文字通り貨幣価値の下つた大使、公使では困ると思ひます。今度はこの貧乏国の弱みを見せずに、景氣よく、虚勢を張つてもかまわないから、やはり十分活動できるようにしなければいけないと思ひます。大使の数は大分ふえたのですから、これで貨幣価値が文字通り下つて一笑に付されるようでは、せつかくの国際友好の目的を達せられないと思ひますから、その点はさらに再考をしていただきたいと思ひます。

それから在外公館の点ですけれども、條約発効と同時に、批准をした国に大使館、公使館に切りかえられるのですかどうか。

○大江政府委員 批准を終えた国は、自動的というより、やはり大使館、公使館を置くというのを、はつきり公文なり覚書の交換をしたということをお願いしておる国もございす。国によつて多少違つておりますが、今研究中でございます。おそろく公文の交換で、はつきり大使館を置くことをきめることになるのではないかと考えております。

○並木委員 今のお話ですと、條約が発効して大使、公使の任命が間に合わない場合もあるのではないと思ひます。その場合に、在外事務所長を、とありあらず大使の代理というのですか、公使の代理というのですか、そういうものに任命する計画があらになるかどうか。

○大江政府委員 大公使の正式の任命が間に合わないときには、ただいまお迷ひになつたような措置をとらざるを得ないと思ひます。

○並木委員 その点、井口外務次官が、條約発効とともに、駐米大使である私の辞令が出されるであらうと語り、同時に岡崎外務大臣も専任として任命されるであらうということを語つておりますけれども、條約発効とともに辞令が出るように準備をされてゐるのですかどうか。

○大江政府委員 新聞の発表につきましては、私は何ら承知しておりません。事務当局といひましては、正式の大使、公使が任命にならない場合の、先ほどのお話の在外事務所長を代理させるという準備をやつております。

○並木委員 井口次官が、時のワンマン吉田外務大臣を向うにまわして、こういうことをほつぽと言ひ出すことは、ある意味では痛快だと思ひます。が、この点はあとで岡崎國務大臣を呼び出して直接聞いてみることにいたします。

それからただいま進行中の日華條約が、平和條約発効前にでき上らないといひなれば、台北の在外事務所の地位はどうなるのか。同時に中国の代表として日本に來ている中国代表部の地位はどうなるのか。

○大江政府委員 講和條約発効後まだ日華條約がでない場合には、大体在在外事務所のままで当分行くよりしようがないと思ひます。但しこの場合両国間の話合ひにおいて、在外事務所に相当大幅の権限を與えて、實際上大使館、公使館に近い待遇をするというふうなことは考えられます。

それから日本におきます中国代表も当分の間は今までと同じ名称でございますが、それに話合ひでもつてさらに権限を與える、あるいは待遇を與えるといふことは相互的にできるだらう、こういうふうに考えております。

○並木委員 それは話合ひですか、それとも何か正式の文書の交換でもやるのですか。

○大江政府委員 これは正式の條約とか協定とかそういうやかましいのじやなく、交換公文でもモランダム程度のものでございすと思ひます。

○並木委員 その点なぜお伺ひするからであります。そこで日本としてはソ連との国交回復というところは今全然考えておりませんか。在外事務所というふうなものを置く計画を持つておらないのか。條約発効後のソ連代表部の地位というものはどうなるのか。ただいまのお話と關係が出て来るのでその点確かめたわけなんです。ソ連代表部の方はどういうふうにして行く考えですか。あるいは特權というものを否認をして、しかし強制退去はさせないといふような考えを政府として持つておられるようでもありますけれども、そういう考えがあらいかどうか。また別のものに切りかえるかどうか。

○大江政府委員 どうもこれは基本的

の問題になりますので、私からお答えする筋の問題でないのじやないか、こゝ考へておられますが、ただソ連との関係は、多少先ほどの中国との関係と違つておる様に考へておられますので、先ほどの中国について申し上げたようなことが、そのままソ連の場合に適用される、こういうふうには考へておりません。

○並木委員 それで大体どういふふうにする考へですか。いいじやないですか、別に政治的のこともなく、基本的のこともなく、また基本的のことであつても、政治的のことであつても、大江官房長ともあれば答弁できるわけでしょう。どういふふうにして行くつもりですか。

○大江政府委員 これは別に政治的とか基本的じやないとおつしやいますすが、やはり相当政治的の問題であらうと思つてございます。事務当局といひましては、こういう基本的の問題に答弁を差控えた方がよいと思ひます。

○並木委員 それではその点も岡崎國務大臣に質問することにいたします。

大韓民国ですけれども、大韓民国は平和條約発効とともに別途のとりきめをしないですぐ大使を送る予定ですか。動乱のいかにかわからず、また日韓會議の進捗状態いかにかわからず、平和條約発効とともに大使を送る予定であるかどうか。

○大江政府委員 日韓會議によりまして、何か基本的のとりきめができませんと、やはり大使を送るという段階に立ち至らぬと考へております。

○並木委員 ポツダム宣言の解消についてでありますけれども、私どもはボツダム宣言は平和條約が効いたし

と、自動的にその効力を失うとは考へておつたのです。従来の政府の答弁もそのようではなかつたかと記憶しております。ところが何かボツダム宣言の効力の解消について、連合国との間で意思表示をとりかわす必要があるのではないかと説があるのですけれども、この点をお確かめしたいと思ひます。

○大江政府委員 ただいまの御質問は、新聞記事が何かに出ておつたことじやないかと思つてございますすが、ボツダム宣言の解消と申しますか、日本との平和條約に調印した国の間におきましては、平和條約によつてこれが置きかえられるということになりまして、ボツダム宣言というものが日本を拘束しないということは言えるのではないかと、こういうふうには考へております。

○並木委員 つまり何もあらためて了解を求めるとか、文書の交換をするとか、意思表示の交換をする必要なくして、自動的にボツダム宣言は廃棄されるものと考へておりますけれども、その通りだ、こういうことでござい

○大江政府委員 私どもも條約があまりわからないのでありますが、廃棄されるというふうな言葉でなく、自然に目的が達せられて効力を失ふ、こういうふうには考へております。

○仲内委員長 北澤君。○北澤委員 在外公館の名称及び位置を定める法律案によりますと、新たにビルマ、インド、ユーゴスラビア、グアチカン等に日本大使館ないし公使館を置くようになっております。新聞

によりましてインドは講和條約の発効と同時に戦争状態を終結する宣言をするというふうなことになるので、大體さういふふうになつて行

くものと思ひますが、ビルマとユーゴスラビアとの関係はどうなつております。この点をちよつと伺ひたい。

○大江政府委員 ビルマにつきましては、大體インドと同じような行き方をしたいといふことを、先般島參事官が東南アジアを旅行した際に話合ひをいたしまして、先方も大體これに應じることになつておりますか

ら、大體インドと同じような行き方で行かれると思つております。ユーゴスラビアにつきましては在ワシントンの在外事務所とワシントンにありまして、ユーゴの大使館との間におきまして、すでに一月二十五日に交換公文の交換を終つております。これによつて平和條約発効の日から効力が発生することになつております。

○北澤委員 グアチカンに日本の公使館を置くようになっております。これは戦争前もあつたものですが、そうしますと日本においてグアチカンの公使館を置くといわれておりますが、今の法皇庁代表そのまゝの形で置くのですか、その点をひとつ伺ひたい。

○大江政府委員 グアチカンにつきましては、一月二十三日に公使交換の交換公文が済んでおります。

○北澤委員 次に私は在外公館に勤務する外務公務員の給與に関する法律案、これについて質問したいのですが、この在外公館に勤務する外務公務員の給與に関する法律案の別表によりますと、たとへばアメリカにおきましては、日本の大使は在勤俸が年に一万八千八

百ドル、月に千五百ドルであります。が、そうしますと、大使は大使の俸給あるいは配遇者の加俸、それから在勤俸、こういったものを全部ひくつて行月どのくらいになりますか、これを伺ひたいと思ひます。

○大江政府委員 本俸大體百七十ドル、在勤俸千五百ドル、配遇者加俸六百ドルといひまして、二千二百七十ドルといふような見当であります。

○北澤委員 もちろん日本の財政状態もあるのですが、われ／＼見ておりますと、これは非常に少な過ぎると思つたのであります。戦争前には日本の大使は大體月に二千ドルです。これをよそのワシントンにおる大使と比較しますと、一等国である日本の大使がトルコ大使より低いのであります。従つて斎藤大使のころは月に相当借金をしました。なくなつたときには五万円ぐらゐの借金を残した。結局政府の出す金が少いので、在米大使といふものは何かよそから金を持つて来ないといふ十分な活動ができないというふうなことになるわけでありまして、もちろん敗戦国でありまして、日本の財政が十分でないのではありませんが、やむを得ませんが、どうも月に二千二百七十ドルなどというのでは、二、三べん行き

なりしたら、金がなくなつてしまふといふことであります。やはりりつぱな人をアメリカの大使に送る以上は、十分の活動ができますように、よほどこの在勤俸あるいは交際費かわかりませんが、そういう面でもつと考慮してやらぬと、せつかく人を置いて活動ができないといふことになると思ひます。従来戦争前のずつと長い歴史を見まして、どうもアメ

リカにおきます日本の外交官は待遇が悪いために、思ふような活動ができなかつたといふうらみが多分にあつたのでありますから、むしろ私はその国の方は多少削つても、アメリカにおきます外交官につきましては、十分の活動ができるように、もつと在勤俸などをふやした方がいゝのじやないかと思つたのであります。というのは、いろいろの国がありますが、この対米外交といふものは、ほかの国に比べれば非常に重要性を持つております。アメリカの大使館におる大使は、職員

の在勤俸についてもよその大使館におる大使よりも比喩的なならぬほど低いのであります。そういう意味では、在米外交官が十分な活動をするためにはもつと／＼ふやさなければならぬ、せつかく置いて十分の働きがでないといふふうには思つたのであります。その点について政府のお考えを伺ひたいと思つたのであります。

○大江政府委員 アメリカの大使館の在勤俸が大使以下少いじやないかといふお説でございますが、われ／＼といひましては、本年度の在勤俸の予算の許された範囲内において、できる限りの高い在勤俸になります。いろいろな折衝いたしまして、ここに御提出した数字が出て参るのであります。またアメリカの大使館につきましては、ただいまもお話のありましたように他の大使館、公使館と比較いたしました上で、重点的に増すようにいたしましたつもりでございます。これ以上の重点的の増加といふことをいたしますと、他の公館におきましては実際の生活その他が脅かされるというふうな結果にも相なりまして、来年度與えられ

在勤俸の予算のわく内におきましては、いかんともいたし方がないのであります。将来はやはり今後の実際の経過と、これから大使館が再開いたしました後のいろいろな状況も勘案いたしまして、必要な在勤俸の改訂ということをいたしたい、こういうふうと考えております。

○北洋委員 戦争前の例で申し上げるのではありませんが、国によつて大使なり公使なりの活動状況が非常に違ふのであります。たとえばヨーロッパあるいは南米の小さな国へ行つては公使などは貯金ができる、ところがアメリカへ行つては連中はみな借金ができるというところでありまして、どうも在勤俸、そういう面における不合理がある。やはりその土地々々によつて活動するの非常に金がかかる、ところにおきましては、政府の方でもそれ相当の考慮を拂つてやらねと、せつかくい人々を置いて仕事ができぬし、またそういうことではなかくい人が行かないのであります。政府の方では今度外交再開に備えて、民間の方からも有能な人を大使、公使に採用したいというのでやつておるようでありまして、何分にも待遇が悪いのでみなならぬ。外交再開後の日本の重要な外交をするためには、りつばな人を大使、公使に出すためには、やはり待遇面において考慮をやらねと、いい人が行かないというのを私は心配するわけでありまして、もちろん予算の範囲でこの案をつくつたと思ふのであります。昭和二十八年以降に降においては、外務省においても大いに政治力を發揮されまして、この在勤俸の点について

もつと改善するように御盡力をお願いしまして私の質問を終ります。

○戸叶委員 戸叶君。私一、二点御質問申し上げたいと思ふが、第五條の中に、在勤俸は、在外職員が「と書いてありまして、それからつと終りの方に「在外公館の所在地における物価、海陸相場及び生活水準を勘案して定めなければならない」と書いて第六條に「在勤俸の支給額は、別表に定めるところに従い、在外公館の所在地又は所在地及び号の別によつて定める」と書いてあります。そして別表に号別がござい

ますが、この在外公館に勤務している人たちは、すなわちいろいろの人があつて、参事官だとか一等書記官、二等書記官、そういう方たちがこのどの号に入つてゐるかというやうなことがこの法案になつて、外務省令で定めるところになつておられますけれども、外務省令にはどの号にどの程度の人が行くということが書いてあるのでしょうか。

○大江政府委員 ただいまの御質問にお答えいたしますが、一号、二号以下、参事官その他がこれに該当するかどうか、たとえば参事官にも現在の号俸で申しまして十三級、十二級とございしますが、これによりまして、あるいは一号あるいは二号というふうにするといふことは、これは言えるのでございしますが、外務省令で定めようといつたしております。基準は、在館年限で行つております。たとえば第一号は在館二十一年以上、第二号は十七年以上、第三号は十三年以上、こういう在館年数を基準

といたして適用することを現在では考へております。

○戸叶委員 そういたしますと、大体は参事官ならば、第何号に属するといふその基準を定められた上で、また在館年数によつて定められるわけですか。

○大江政府委員 これは大体そういうことになつてゐますが、たとえば在館が二十何年あつても、場合によりまして参事官になつておらない、あるいはそれ以下の場合もあるものでございしますが、今回の基準をいたしましては、在館年数をもつてこれに当てたい。こういうふうを考えております。

○戸叶委員 そういふことを外務省令でおきめになつて、どうしてこの法律案の中にお入れにならなかつたか、何かそこに根拠があらひになるかどうか。

○大江政府委員 この法令の中に入れたかつたのは、特別の理由もないのでございしますが、実施細目というやうな性質のものだと思ひまして、これを政令に譲つたわけでございます。

○戸叶委員 この在勤俸に対する税金の問題ですけれども、これは免税所得ですか、課税所得になるのですか、それとも税法上の特例があるのでしょうか、その辺のことを伺いたい。

○高野(藤)政府委員 これは戦前から例、また各国の例によつても、在勤俸には、日本政府もまた相手国も税金をかけない。従つて免税所得になります。

○戸叶委員 免税所得となりますと、ここにこの法案の名前が外務公務員の給与に関する法律となつていますけれども、そういう点はかまわないので

○高野(藤)政府委員 本件は大蔵省と了解済みでございます。

○戸叶委員 これはどういふふうな了解済みなんでしょうか。

○高野(藤)政府委員 在外における所得として免税の措置を考えております。

○戸叶委員 そうすると特例的なものとして考へていいわけですか。

○高野(藤)政府委員 広い意味では特例的な意味と解釈できると思ひます。というのは勤務地も生活の根拠も在外なのでありますから。

○戸叶委員 それでは、第十條の第五項に有給休暇があるわけですから、この間にもしも日本へ帰つて来るやうな場合には、その旅費がたしか支給されると思ふのですが、その旅費支給の何か根拠法というやうなものがあるのでしょうか。この中にも書いてないやうに思ひますし、また外務公務員法の中にもなかつたやうに思ひますけれども、それはどういふ法律によるものか。それからもう一つ、そういうときにもし家族を伴う場合にはその家族にもたしか支拂われるというふうなこの前伺ひましたけれども、その辺のことをもう一度はつきり伺いたい。

○高野(藤)政府委員 別の旅費の支給法によりまして、この点また国会に御審議を願ふことになつておりますが、配遇者及び家族には旅費が出ることになつております。

○戸叶委員 それでは別の法律で定められるわけですね。わかりました。

それから先ほど北洋委員からアメリカの在勤俸が非常に少ないからと云ふやせ、ほかの方はどうでもいいからというお話でしたが、私はやはりこれから新しく東南アジアなどを開発して行

かなくちやなりませんので、東南アジアの方に往く人のためにも大いに考へていただかなくてはならないと思ひます。特に東南アジアの方も物価は非常に高いといふことを聞いておりますし、それから住宅なんかも非常に少ないと聞いておりますが、何かアメリカ、イギリスと東南アジアとの間の比率とい

いますか、たとえば欧米のときに一としたときにはそれから何パーセント減らして東南アジアにするとかいふふうにして戦前おきめになつてあつたか、それともあくまでその地方々々の物価なり、それからその地方のいろいろなことを勘案しておきめになつていらつしやるかどうか、その辺のことをちよつと伺ひたいと思ひます。

○高野(藤)政府委員 單なる地方の物価水準を基礎といたしまして、アメリカを一〇〇と見た場合にそれを基礎といたしまして各種の在勤俸をきめております。

○戸内委員 林君。三點ほどお聞きしたいのですが、在外公館の名称及び位置を定める法律案に關して、まだ國際的に統一した政權と認められないやうな國とすでに外交關係を進めて行くといふことは、第一にはその國の統一した政權を樹立することに對する大きな妨害にもなりますし、一方日本の國の立場を一方的な立場に迫りやうなことで非常に危険だと思ふのであります。一例を申しますと、たとえば在韓民國日本國大使館、この大韓民國に大使館を置くといふやうなことで、それからドイツのボンに大使館を置くといふやうなことで、それから台北にたしか大使館を置

り得ないと思つてあります。どこまで
もそういうことでやられるのかどうか。
また一方ポツダム宣言についてもそう
だと思つてあります。明らかにポツ
ダム宣言はあそこで署名されている国、
並びにソ連をも含めての大国の一致し
た意思表示となつていられるもので
ある。それが日本とアメリカとの話合
いだけで、ポツダム宣言の効力を失わ
せるなどというのは実に乱暴きわる
話で、日本の国会の中では通るかもし
れないが、国際的には通るべくして一
付されるべき理論と思つてゐるもので
あります。日本の外務省ではそんなこと
を本気で考へてゐるのかどうか、もう一
度念のために聞いておきたいと思つて
います。

とに一国の占領管理というよりなもの
はあり得ないと思つておられます。
○神内委員長 林君、ひとつ簡単に
願ひします。

○林(百)委員 そうすると、法律上
戦争状態にあるというならば、事実上
その法律的效果を実現するための必
要な措置をとることは当然あり得る
と思つてゐる。そういうことは考へられ
ます。

従つて法律的に戦争状態が継続され
る限り、その降伏條項としてのポツ
ダム宣言の履行をソ連としては日本に
要求する権限はまだある、これは当然
考へられる。この点は非常に重要な問
題でありますから、もし大江官房長が
責任上答弁ができないというならば、
私は次会にやはり並木君と同じに、岡
崎國務大臣に明確に聞いておきたいと
思ひます。法律上そういう関係にある
ならば、その法律上の関係を果たあら
しめるための必要な権限をとる必要は
あると思つてゐる。法律上はそうだが、事
実上それは無視するということはない
と思つてゐる。かりに一步を譲つて、あ
なたの言うように共同管理という立場
はないとしても、ソ連としては戦争状
態を継続している限り、法律上の効
果を実現するための措置、または降伏
條項としてのポツダム宣言の履行を日
本に要求する権利は私は当然にあると
思つてゐる。この点はどうか。もしあ
なたには無理だということならば、無理に
あなたを答弁を求めません。

○大江政府委員 実際の戦争状態と
いうものを法律的に何かする必要があ
るのじやないかというお話であります
が、私は、連合国の占領管理というも
のが終つたのであるから、もし実際の戦
争状態というものを何らかの話合いで

何とかしたいということになれば、こ
れはむしろ戦争状態を終結するという
点についての話合ひから始まつて行く
ものじやないか、こういうふうに考へ
ておられます。

○林(百)委員 戦争状態を終結するた
めには、ソ連の要求するような事態が
日本に具体的に実現されねばならな
い。戦争状態を終結させるか、させな
いかの自由はソ連にあるわけなのです
から、ソ連は必ず日本に対して、戦争
状態を終結させるためには、これとこ
れとこういう條件をというように、日
本にその実現を求める。またそういう
ことを求める権限は当然戦争国として
あると思つてゐる。だからさう
いう権限があるかどうかということ
をあなたに聞いてゐるわけなのです。あ
なたにお聞きしても無理ならば、私は
岡崎國務大臣にお聞きしたいと思ひま
す。戦争状態を終了させるかさせない
か、そういう意思表示をするかしない
かの自由はソ連側にあるのであつて、
ソ連側が、日本と戦争状態を終結させ
るためにはこういう條件、たとえばポ
ツダム宣言の完全な実施を見て、初
めて戦争状態を終結させるといふ意思
表示をなし得るのである。私は、この
ことは当然ソ連側とそのイニシアがあ
るというふうに解釈してゐる。日本
が、アメリカとだけ話合ひをして、ソ
連の方の権限まで御破算にするとい
う、そんな乱暴なことはあり得ない
と思つてゐる。(四十八箇国あるじやないか)
と呼ぶ者あり。それならばアジアの大
国はどうだ、中国も、ソ連も、インド

も、インドネシアも、ビルマも、一つ
も賛成していないじやないか。聞いた
こともないグアテマラとか、そんな
小さいところを入れて四十八箇国あ
つたつて、それはだめだ。アジアのほ
んどど圧倒的な多数の国は反対してい
るじやないですか。この点はどうか
か。

○大江政府委員 事実上の話合ひとい
うようなことはわかりませんが、法的に
そういうことを要求する権利はない
と思ひます。

○林(百)委員 どうしてないのです
か、それではこれでやめますが、法律
的には日本とソ連との間に戦争状態が
ある。ソ連は戦争国で日本は敗戦国と
いう立場に法律的にはある。それなら
ば、戦争国として無條件降伏の條件を
実現させ、その実現を見て、ソ連側の
イニシアによつて戦争状態を終了させ
るかさせないかをきめる。その権限を
ソ連側が握つてゐる、これは当然じや
ありませんか。法律上は戦争状態にあ
りながら、その戦争状態を終結させる
ための諸條項を、実現することを日本
に要求する権限がソ連にないというこ
とは、どこから出て来ますか。

○大江政府委員 その措置としてどう
いうことをお考えか知りませんが、た
とえば先ほどのお話のように、日本の
占領管理の面についてどうするかあ
るのかという権利は、講和條約の発
効と同時になくなると私は考へてお
ります。

○神内委員長 黒田壽男君。
○黒田委員 私はちよつと簡単に一つ
だけお尋ねいたします。

在外公館の名称及び位置を定める法
律案の中に「在外公館の名称及び位置

は、左のとおりとする。として、各国の
大使館、公使館、総領事館、領事館の名
称及び所在地が相当たくさん列記され
ておりますが、この、どの国には大
使館を置き、どの国には公使館を置
くという区別の標準は何か。單に、大
使が派遣せられるのだから大使館、公
使が派遣せられるのだから公使館とい
うような意味の区別でなく、そこに日
本国との関係において、相手国の重要
さの程度に差があるというようにも解
釈せられる。そうした見方が私どもの
常識上できると思ひますけれども、そ
の点、何か標準がありますか。ありま
すならばもう少し詳しくお聞きしてお
きたいと思ひます。どの国には大使
館を置く、どの国には公使館を置く
というように標準がですね。私もが常
識的に考へてゐるほかに、何か特に標
準があるのかどうか、念のためにお聞
きしておきたいと思ひます。

○大江政府委員 どの国に大使を置
き、どの国に公使を置くかというこ
とで何か基準があるかというお話で
ござりますが、昔は大使、公使の間に格
の相違が判然としておりまして、重
要な大使に大使を派遣し、比較的重要
ならざるところに公使館というよう
なことも考へられておつたのでござ
います。最近の一般の情勢といたしま
して、大使、公使といふものの實際
上の差がだんだんなくなつて参りました。
もちろん国際慣例といたしまして、大
使が公使の上席であるといふことはあ
るのでございますが、それだけに新興
国家などには大使館を方々に開設す
ることを希望いたしました。相手も大
体これを承けて受けておられます。大
使館の数が非常にふえて参つておるよ

○大江政府委員 私は條約はあまりわ
かりませんが、先ほどもお話のよう
に、法律的な意味におきます戦争状態
というものは残るかと思ひますが、連
合国の占領による管理というものは、
講和條約の成立によりまして終り、こ

○大江政府委員 実際の戦争状態と
いうものを法律的に何かする必要があ
るのじやないかというお話であります
が、私は、連合国の占領管理というも
のが終つたのであるから、もし実際の戦
争状態というものを何らかの話合いで

○林(百)委員 戦争状態を終結するた
めには、ソ連の要求するような事態が
日本に具体的に実現されねばならな
い。戦争状態を終結させるか、させな
いかの自由はソ連にあるわけなのです
から、ソ連は必ず日本に対して、戦争
状態を終結させるためには、これとこ
れとこういう條件をというように、日
本にその実現を求める。またそういう
ことを求める権限は当然戦争国として
あると思つてゐる。だからさう
いう権限があるかどうかということ
をあなたに聞いてゐるわけなのです。あ
なたにお聞きしても無理ならば、私は
岡崎國務大臣にお聞きしたいと思ひま
す。戦争状態を終了させるかさせない
か、そういう意思表示をするかしない
かの自由はソ連側にあるのであつて、
ソ連側が、日本と戦争状態を終結させ
るためにはこういう條件、たとえばポ
ツダム宣言の完全な実施を見て、初
めて戦争状態を終結させるといふ意思
表示をなし得るのである。私は、この
ことは当然ソ連側とそのイニシアがあ
るというふうに解釈してゐる。日本
が、アメリカとだけ話合ひをして、ソ
連の方の権限まで御破算にするとい
う、そんな乱暴なことはあり得ない
と思つてゐる。(四十八箇国あるじやないか)
と呼ぶ者あり。それならばアジアの大
国はどうだ、中国も、ソ連も、インド

も、インドネシアも、ビルマも、一つ
も賛成していないじやないか。聞いた
こともないグアテマラとか、そんな
小さいところを入れて四十八箇国あ
つたつて、それはだめだ。アジアのほ
んどど圧倒的な多数の国は反対してい
るじやないですか。この点はどうか
か。

○大江政府委員 事実上の話合ひとい
うようなことはわかりませんが、法的に
そういうことを要求する権利はない
と思ひます。

うな状態で、大使館をどこに置き、公使館をそれより重要でない所に置くというふうな、そういう基準というものがだん／＼なくなつて来ておるのであります。今回の提出いたしました法案の中におきましても、先方の申出によつてこれを受けて、戦前は公使館であつたものが大使館になるというものがたくさんございまして、はつきりした基準というふうなものは私はないと考えております。

○黒田委員 外務公務員法の中に大使、公使という名称が出て参りました、一応名称の差が現れておりましたけれども、その大使並びに公使の職務とか特権とかというものは別に差はないように、あの法律案を審議いたしました場合に理解して参りました。

○大江政府委員 先ほどもちよつとお話し上げましたように、国際慣行上大使と公使の席次の上におきましても、大使の方が上席であるという点には、まだ残つております。但し大使と公使の特権あるいは権限の点につきましても、もうほとんど差別もないのであります。まあいいて申しますれば、やはり比較的小国の中で、自分の方は公使館しか出さない、先方からは大使を受けても公使館しか出さぬという、スイスであるとかいうような例もございいますから、その点やはり財政的ある

いは国の大小と申しますか、そういう点から見て、小さな国には公使館を置くというふうなことも、常識的にある程度考えられると思ひますけれども、どうも大使、公使というものは、将来ますますその差がなくなつて行く趨勢にある、こういうふうな考へております。

○黒田委員 わが国としては、大体だいたい御説明のように、大使と公使との間に外交関係事項の処理ないし運営上からは差はないと思ひます。日本から使節が派遣されますそれらの諸外国におきましても、大体だいたいま大江政府委員のおつしやいましたと同じような傾向に現在あるのでございしますか、それらを念のためにお聞きしてございします。

○大江政府委員 これは特殊の国、たとえばスイスのときは、先ほど申し通り、自分の方からは大使は出さないという建前をとつておりますが、そういう例外を除きましては、大体同じように大使と公使の差がなくなつて行くというふうになつております。

○黒田委員 そうしますと、わが国である国に大使を派遣しよう、公使館でなくて大使館にしようと思ふときに、相手の国が何か向うの事情で大使館を設けずともらつては困る、日本は公使館にしてくれというふうなことを言われるようなこと、そういう場合があるかどうか、日本で大使館を設置しようと思ふか、こちらが設置しようと思ふか、の国も大使館として受け入れる、そのうなつて来ると外交官の席次の問題が考えられる。かりに日本よりは実力の強い国が——これは仮定論でありますから、はたしてそういう事例があるかど

うかわかりませんが、かりに日本よりも客観的に見て実力の強いと思われまふような国が、ある国に公使館を設置して公使が派遣されておる、ところがそれよりも実力の強い日本が、大使館を設置して大使を派遣するといふようなことになつて参りますと、席順がその国の持つ実力と反するといふようなことにもなるおそれがあると思ひます。そういう場合にはたして実際上どうなるか、私どもももちろん実例をよく存じません。要するに日本が大使館を設置しようと思ふは、どこの国もそれを受けてくれる、そういうような状態にあるのでございしますか、それとも何か文句を言われるような情勢があるものでありましようか、それをお伺ひしてございします。

○大江政府委員 この大使、公使の派遣は、やはり相互主義と申しますか、大体お互ひの相談でやつておりますから、いろいろな情勢から考へて、日本の立場から大使館にした方がよからうという所に、大使館に昇格したいが、ということを申し出ました場合に、私は今後の情勢から見ると、おそろくそういう点で断られるというふうなことはないじやないか。また日本の場合で、受ける場合におきましても、一つの国から大使館にしたいといふような申出がありました場合に、これを、お前の国はどうだかといつて断る理由も、現在の情勢からいいますとございせんので、御心配のような点は少いじやないか、こう考へております。

○黒田委員 大体わかりました。それから私が尋ねてみようと思ふことまで、ついでに大江政府委員がおつしやつていただきました。外国のある国が大使を派遣したいといふときに、お前の国は公使でもいいといふようなことを日本で言えるものかどうかというところをその次にお尋ねしてみたいと思ひましたが、ただいま大江政府委員の方から、それをお話になりました。そうすると日本の方でも、外国が大使館を設置したいと言へば、大体常識上から諸般の事情と考へられるものを見た上で、一応その希望は入れられてやるというふうになつて行くことになるのですか。

○大江政府委員 そういうことでございします。

○黒田委員 それから領事の派遣の場合、私ども、普通は原則といたしまして通商航海条約というふうなものがないと、それに基づいて領事が派遣されることが多いと思ひますが、それが、お尋ねいたしてみたいと思ひます。

○大江政府委員 通商航海条約ができなければ領事が派遣できないというよりも、むしろ領事を派遣いたします場合にも両国間の話し合いでこれをきめまして、それからあと、通商航海条約というふうなものをつくるということになるのでありまして、両国間の話し合いで派遣ができるわけでありまして、

○黒田委員 そのときに、何か話し合いをするという漠然たることでなくして、その基準となるような條約でもありましようか。またあれば、日本はそれに

加算しておるかどうかということをお伺ひしてございします。

○大江政府委員 そういう基準になる條約というふうなものはございせん。

○黒田委員 そうしますと、通商航海條約がなくとも、いわゆる單純な話し合いで派遣できる、その解釈してよろしゅうございしますか。

○大江政府委員 国交が開かれますれば、そういうことでございします。

○黒田委員 それからもう一点だけ。これは先ほど林君も触れられました。これは先ほど林君も触れられました。これは、この原案によりまして、在外公館の設置されます国が相当多数列挙されておりますけれども、日本に一番近くて、経済上の関係も深い中国、それから地理的にも近い関係にありますし、引揚げの問題等につきましても相当に重大な關係があつて、すみやかに平和關係を回復しなければこの問題もなかなか解決がむずかしいのではなからうかと考へます。その点については全然設置されぬに對しましては全然設置されぬに對し、近いうちに大使館、公使館、領事館等を設置する見通しも持つておいでにならないようでありまして、おそろくそうだろうと思ひます。それに関連してお聞きしたいのは、先ほど林君からもいろいろと御質問がありましたが、一体サンフランシスコ平和條約に参加いたしました国々の中、成規の数の批准の寄託ができまして、それらの国との間に平和條約が發効いたしました後に、政府は、ポツダム宣言はその効力を失してしまふのだというふうなお話でありましたけれども、もしその効力を失するおそれがあるか失しないかという議論は

ここではないたしません。いたしません
が、もし政府のお考えになるように失
してしまふといたしますときに、次の
ような問題はどうかというところに
つきまて、ちよつとお聞きしてみた
いと思ひます。

それはボツダム宣言に書いてありま
す條項で、平和條約に取入れられてない
條項があります。事の性質上、たとえ
ば日本の国内問題に関するだけの條項
だから、平和條約で受継ぐ必要はない
のだとか、あるいはその條項に規定さ
れておらずすることが実行せられ
て済んでしまつておるから必要でな
い、かういふような問題が平和條約の中
に取入れられないというところは當然で
あると思ひます。しかしそのような條
項でなくて、わが国の将来に關係いたし
ます問題で、ボツダム宣言の條項には
受入れられてないけれども、平和條約には
取入れられてないというふうなものも
ある。それは、政府の御所見のよう
に、ボツダム宣言が効力を失ふこと
になると、日本の側及び相手国の側と
も、いずれにおいてもボツダム宣言に
書いてある條項について、今後それを
実行する義務はなくなるのだと解釈し
てよろしいことになるのでありまし
うか。これは重要な問題があると思ひ
ます。たとえば日本に関するものと
いたしますれば、ボツダム宣言によりま
す、再軍備をするために必要な産業
は、将来日本には許さないという條項
があります。平和條約は再軍備の問題
には全然觸れておりません。イタリヤ
の場合には、かういふ問題について講
和條約の中で觸れている規定があつた
のでありますが、日本の場合にはそれ
がありません。そうしますと、平和條

約が発効してしまへば、このボツダム
宣言第十一項の「日本に再軍備をなす
ためにするがとき産業を許さない」
という規定から日本は解放せられて、
軍事産業を復活してもいいのだ、單に
国内の問題として、日本国憲法の規定
上、再軍備はできないのだから、従つ
て再軍備のためにする産業も日本には
復活が許されないのだというだけでな
くて、國際的義務として、日本が軍事
に關する産業を復活せよとすれば、
ボツダム宣言の條項に従つてそれ
はできないのだ、かういふような義務を
日本は將來とも負うものであるかどう
か。ボツダム宣言は効果を失ふとい
うことになつて参りますと、日本はそ
ういふ義務から解放せられて、憲法で
制限を受けることは別といたしまして
も、外國から軍事産業復活に對しまし
て、かれこれ義務づけられた意味で
の干渉と申しますか、反對といひま
すか、を受けることはなくなるのだとい
うように解釈しなければならぬように
なつて参ります。かういふ條項の効力
は一体どうなるのであるか。

それからなお問題がある。それはた
とえば第九項です。共産黨の立場から
いへば、引揚げはもう全部終つてしま
つた、残つておる者は一人もない。こ
う共産黨は主張しておる。私どもはそ
うは主張しない。さりとて政府の言
うように三十三万九千人もまだソ連に
残つておるというふうな無責任なことを
かまだ残つておるのではないかと
疑ひは私の頭から去らない。かういふ場
合に平和條約にはこの問題について
は、残存者のおる国があれば、その国
はそれを返すと言ひてありますから、

ある意味におきましては、この條項が
平和條約の中に取入れられておると言
えますけれども、この平和條約にはソ
連は参加していないのであります。か
ら、ソ連としては平和條約に書いてあ
ります残留日本兵、日本人を日本へ返
さなければならぬ義務を、平和條約
の條項によつては義務づけられない。

しかし、ボツダム宣言のこの條項によ
つては、残存者があつたとすれば、それ
を返すことが義務づけられると解釈し
なければならぬ。ボツダム宣言が効
力を失ふということになると、かり
にソ連に残存者があつても、ソ連はこ
の問題に對しては何ら國際的に義務を
負わなければならない。かういふ問題
がないことにはないと思ひます。かういふ問題
がありますので、簡単にボツダム宣言
は効力を失ふのだというだけのお話
では、いろいろ疑問になることが起
て来る。これは一体どうなるのであり
ます。よくかかれは重大な問題であり
ますから、もし政府委員としてお答えが
できないようでありますならば、時を
改めまして岡崎國務大臣にでも、ある
いは吉田總理大臣にでもお聞きして
たいと思ひます。お答えできますな
らば、御所信を承りたいと思ひます。

○大江政府委員 ボツダム宣言は平和
條約によりまして一応効力を失ひ、従
てボツダム宣言の中でいろいろ
きめられておられます義務その他にお
いて平和條約に書かれてないものは、私
は一応法律上の義務としてはなくなる
のではないかと考へております。

○黒田委員 これ以上は議論になると
思ひます。今後政府と議論すること
はあるかもしれませんが、今日、政府
委員に對する質問はこれで終ります。

○仲内委員長 これにて両案に對する
質疑は終了することといたします。
この際暫時休憩いたします。

午後一時十八分休憩

午後一時十九分開議

○仲内委員長 休憩前に引続き會議を
開きます。

在外公館の名称及び位置を定める法
律案及び在外公館に勤務する外務公務
員の給與に關する法律案を一括議題と
いたします。

○林(百)委員 私は、この両法案につ
いて共産黨を代表して反対いたしたい
と思ひます。というのは、私たちがも
と日米との間の單獨講和は、日本の
國際的地位を安定せしめないのみ
か、かえつて非常な危殆な地位に陥れ
る、中国、ソビエトを假敵とするよ
うな講和に反對であるという立場で、
從來一貫した態度を貫いて来たのであ
ります。その後政府は常にこの單獨講
和があつたか日本問題の處理する當
然の筋道であるかのごとく、國際的な
諸とりきめあるいは國際的な諸決定に
違反して、大國一致の原則を無視し
て、この單獨講和を既成事実として次
から次へいろいろの処置をとつて来た
のであります。この二法案もまたこの
單獨講和を既成事実化する一つの手段
としてなされておるものとわれわれは
考へざるを得ないのであります。たと
えは在外公館の名称及び位置を定める
法律案の中におきましても、先ほど黒
田委員からの話もございました通り

に、將來われわれが當然外交關係を結
ばなければならぬところの中國ある
いはソビエトに對する措置は全然考慮
されてないのみか、朝鮮におきまして
もまた台灣におきましても、統一政權
を望み、現在の分裂した國內の情勢に
對して非常に危惧を持つておる朝鮮、
台灣の諸民族の意思を無視して、一方
的な大韓民國あるいは國府政權、また
はドイツにおきましては西ドイツの政
權と一方的に大使館を設けることによ
つて外交交渉を進めようとしておるの
であります。かくのごときは明らかに
ドイツ、朝鮮、台灣の諸民族の意思を
蹂躪するものであり、日本をしてま
す向米一辺倒の方向へ導くものとし
てわれわれはここに反對する次第であ
ります。

また在外公館に勤務する外務公務員
の給與に關する法律案につきましても
は、この給與の額の多少にかかわら
ず、かうした單獨講和の方向を具体化
するために、外務公務員が派遣され
る。そしてこの既成事実をますます固
めるという意味においてわれわれは反
對するのであります。將來日本が全
面講和を締結しまして、ソ同盟、中国
とも友好關係を結んで、日本の外交官
が、または外務公務員が、極東の平和
のために、世界の平和のために貢献す
るというふうなことで、在外公館に行
つて努力される場合には、われわれは
またこの給與の点については十分にそ
の努力に報いるように協力したいと思
ひます。いかにともこれには賛成し
がたいのであります。かういふ意味で
両法案にはわが黨としては反對する次
第であります。

○仲内委員長 黒田壽男君。

○黒田委員 私も同案に對しまして反對いたします。

その理由は、たゞいま林君が申されましたことを私はそのまま援用してよろしいと思います。平和條約に関する根本的態度の差から、私どものこの同案に對する態度が出て参りますので、常識上は認めてもよろしいような性質の法案とも考えられますけれども、しかし、根本精神において、政府の外交方針、世界政策、平和政策、戦争政策というようなものと私ども根本的に所信を異にしておりますので、この法律案がそういう私どもの政策と根本的に違ふ政策の上に立つて立案せられたものだといふ、根本的な見地からして反對いたします。

○仲内委員長 これにて討論は終局いたしました。

それでは在外公館の名称及び位置を定める法律案について採決いたします。本案を原案通り可決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○仲内委員長 起立多数。よつて本案は原案の通り可決いたしました。

次に在外公館に勤務する外務公務員の給與に関する法律案について採決いたします。本案を原案の通り可決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○仲内委員長 起立多数。よつて本案は原案の通り可決いたしました。

なおただいま採決いたしました同案に関する報告書の作成は、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○仲内委員長 御異議なければ、さうに決定いたします。

それでは本日はこれにて散会いたします。

次会は明後四月二日午前十一時より開会いたします。

午後一時二十五分散会

〔参照〕

在外公館の名称及び位置を定める法律案（内閣提出）に関する報告書
在外公館に勤務する外務公務員の給與に関する法律案（内閣提出）に関する報告書

〔都合により別冊附録に掲載〕